正誤表	建設現場の遠隔臨場に関する試行要領	
現　　行	訂　　正　　後	備　考
（費用の負担） 第６条　遠隔臨場実施に係る費用については次のとおりとする。 （１）・（２）［略］ （工事成績評定） 第７条　本要領に基づき遠隔臨場を実施した場合には、主任監督員又は現場監督員による評価において、「５．創意工夫 Ｉ．創意工夫　【その他】」にて評価するものとする。 （個人情報等の取扱い） 第８条　受注者は、遠隔臨場を実施する場合には、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守するものとし、次に留意すること。 （１）～（４）［略］ （その他） 第９条　本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。	（費用の負担） 第６条　遠隔臨場実施に係る費用については次のとおりとする。 （１）・（２）［略］ ［削除］ （個人情報等の取扱い） 第７条　受注者は、遠隔臨場を実施する場合には、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守するものとし、次に留意すること。 （１）～（４）［略］ （その他） 第８条　本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。	